

結婚新生活支援 助成制度

ふたりの未来。かわにし



24^{※最大}万円

引っ越し費用・住居費用を助成

若者世帯の新生活スタートに向けた引っ越し費用などを支援します。

申込
期間

2018年4月1日～2019年3月31日

※対象は2018年4月1日から2019年3月31日までの間に婚姻届を提出(再婚を含む)し、
受理された夫婦(3月31日までに交付決定がなされていること)。

お問い合わせ

川西市総合政策部 政策調整課

666-8501 兵庫県川西市中央町12-1

Tel 072-740-1120 Fax 072-740-1315

E-mail kawa0176@city.kawanishi.lg.jp

川西市 結婚新生活支援助成制度

申請期間

2018年4月1日～2019年3月31日
※申請件数が、本市の予算額に達した時点で受付を終了します。
受付の終了は、ホームページでお知らせします。

申請方法

直接持参、または郵送

※郵送の場合は簡易書留をご利用ください。書類に不備があった場合、
お時間をいただく場合がございます

対象者

2018年4月1日～2019年3月31日までの間に婚姻届を提出(再婚を含む)し、受理された夫婦
(ただし、3月31日までに交付決定がなされていること)

対象経費

住居費 敷金・礼金・仲介手数料・家賃・共益費

※家賃・共益費については、家賃・共益費以外の助成申請に係る合計金額が、24万円に満たない場合のみとします。

※勤務先から家賃にかかる住居手当が支給されている場合は手当分を差し引いたものとします。

引越費用 引越し・運送業者支払費用
(個人で実施する引越しに要する経費は対象外)

助成条件

- 1 婚姻日時点で夫婦ともに35歳未満の世帯
- 2 世帯所得が340万円未満の世帯
(年収490万円程度 ※平成28年1月1日から12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額)
※婚姻を機に一方が離職した場合や貸与型奨学金の返済を現に行っている場合はそれぞれ計算方法が異なります。
(婚姻を機に夫婦の両方・一方が離職し申請時に無職の場合、離職した人の所得は無しとして夫婦の所得を算出)
- 3 助成対象となる住居が川西市内にあり、住民登録の上、現に居住していること
- 4 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- 5 過去に本市または他の市区町村において、同制度に基づく助成を受けたことがないこと

申請の流れ



必要な書類

- 川西市結婚新生活支援助成金交付申請書
- 婚姻届受理証明書の写し(または婚姻後の戸籍謄本)
- 住民票の写し※1
- 平成29年度所得証明書の写し※2
- ※1 申請書2枚目の同意書に記入することで省略可能です
- ※2 平成29年1月1日時点の住所が川西市の場合、申請書2枚目の同意書に記入することで省略可能です

▼申請内容に応じて

- 貸与型奨学金の返還額がわかる書類
- 賃貸借契約書の写し
- 住居費に係る領収書の写し(敷金・礼金・仲介手数料・家賃・共益費)
- 住宅手当支給証明書(給与所得者全員分)
- 引越しに係る領収書の写し
- その他、市長が必要と認める書類を提出いただく場合があります。申請書は市のホームページからダウンロードできます。市役所でも配布しています。